

千葉飛翔ウェーブ規約 (9版)

平成 27 年 4 月 11 日

1. 目的

本クラブは、バドミントンを通じて障害者の心身の向上ならびに親睦を図ることを目的とする。

2. 組織

本クラブ組織は、以下の通りとする。

代表 1名、相談役 1名、副代表 3名、会計 2名、会計監査 1名、

顧問 若干名、監督 1名、コーチ 若干名、

リーダー 2名、総務（書記）2名、事務局 2名、なお、組織役員名は、付表1による。

3. 組織役員の選出

組織役員の候補者は、^{じせん}自薦、^{たせん}他薦を問わず立候補することが出来る。

選出は、規定の人員を越えた場合、適切な投票等の方法で、選出し、総会の承認を受け任命される。

4. 組織役員の任期

組織役員の任期は、定期総会から次の定期総会までの1年間とし、再任は妨げない

5. 組織役員の任務

組織役員は、次の任務を行う。

1) 代表

本クラブの活動を統括する。

2) 相談役

会の運営に関して助言する

3) 副代表

代表の補佐をする。

4) 会計

予算・決算に関する事項 並びに会計事務を担当する。

5) 会計監査

経理に関する書類を監査する。

6) 顧問

クラブの運営および活動を円滑に運ぶように関する助言を行う。

7) 監督・コーチ

バドミントンに関わる指導を総括する。

8) リーダー

バドミントン練習に関わるスケジュールを管理すると共に準備体操等でメンバーをまとめることが役割

9) 総務（書記）

会議または 総会の議事録を作成する。

6. 総会

定期総会を年1回、原則として3月に開催し、会議の決算および予算並びに組織役員の選出を決議する。必要に応じて臨時総会を開催する。

7. 決議

決議事項に対し、総会出席者は自由に発言することを認め、尊重するものとするが、決議は多数決で決定する。

8. 組織役員会

組織役員会は、随時開催し、本クラブの運営について協議する。

9. 会計

会計決算は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

ただし、総会時は、決算見込みを報告し、3月31日までの決算が出来次第、会計監査を受け、会員に報告するものとする。

10. 会計監査

会計監査は、年1回会計を監査する。

11. 会費

本クラブの会費は、次の通りとする。

(1) 正会員

- 1) 入会時は、無料とし、その月の初めの練習日に年会費を6,000円納入する。
- 2) 会費は、分割でも良いとし、年度初め4月より翌年の3月までに納入する。
年12回(月毎500円)・6回(一回1,000円)・1回(年一回)の納入
- 3) その月の初めの練習日に 会費を会計に納入する。
なお、日本障害者バドミントン協会への団体登録料は、会費から支払うものとするが、個人登録料(大会出場希望者)は、登録者個人が、支払うものとする。

(2) 準会員

学生や仕事で土曜日参加の難しい全ての方を対象にするものとする。

- 1) 1年単位で入会の手続きをし、入会時は登録費を納入する。
a 千葉飛翔ウェブ登録費 1000円
- 2) 練習に参加する時は、その都度1回につき300円(シャトル等と備品購入に当てる)を徴収する。
- 3) 本クラブ会員・準会員以外の障害者(ビジター)が参加する時は、その都度1回につき300円(シャトル等の備品購入に当てる)を徴収する。
- 4) その他
 - 1) 代表が認めた入会者の会費に関し、代表と入会者として検討し会費を決めるものとする。
 - 2) 正会員の月会費・準会員の参加費・ビジターの参加費については、毎年 年度初めに検討します。

12. 入会・更新手続き

入会・更新手続きは、別紙入会申込書に記入し、必要な金額を添えて、事務局に提出する。
必要金額の納入後、会員として名簿に登録されるものとする。

改正履歴

- 2013/04/20 11章(3)会費 本クラブ会員・準会員以外の障害者(ビジター)参加費をその都度300円とする
12章 別紙入会申込書に記入し事務局に提出と変更する。
- 2015/4/11 11章の(1)正会員の会費について変更を決める。
- 2015/4/11 1章の組織の一部改正 相談役1名 副代表3名とする。